

証明書類の取扱について(7月申請分からの変更点)

各種証明書類については、5月から簡略化しておりましたが、緊急事態宣言の解除に伴い、7月申請分から通常どおりの取扱とし、次のようにさせていただきます。なお、6月中に申請書類を入手し、6月分として申請される方は、簡略化していた期間のものとして、取扱いいたします。

「1. 様式」について

- 「収入・資産申告書兼申立書」の様式の一部を修正しました。なお、この書類は、証明書類が提出できる方もできない方も全員提出してください。

「2. 申請者ご自身で準備するもの」について

- 「離職関係書類」または「就業機会減少が確認できる書類」はチェックリストの具体的な書類の例を参考に提出してください。なお、提出ができない場合は、「離職状況等に関する申立書」または「就業機会の減少に関する申立書」をご提出ください。
- 「申請日の属する月の収入が確認できる書類」や「預貯金関係書類」は、チェックリストの具体的な書類の例を参考に提出してください。なお、提出ができない場合は、「収入・資産申告書兼申立書」の「証明書類を提出することが困難な方」に☑をしてください。
- 「賃貸借契約状況等に関する申立書」は廃止し、賃貸借契約書の提出を必須とします。契約期間が過去になっている場合、現在の居住が確認できませんので、必ず、現在の期間が含まれる契約書をご提出ください。